

エピック・ファンド・オブ・ファンズ -
エピック・ヘッジファンド・セレクション1
(Epic Fund of Funds - Epic Hedge Fund Selection 1)

円建/ケイマン諸島籍オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書（全体版）

（第7期）（決算日：2018年11月30日）

ファンドの形態	円建/ケイマン諸島籍/オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	信託設定日は平成23年10月24日。なお、繰り上げ償還により信託期間は平成31年3月19日に終了しております。
運用方針	ファンドの投資目的は、リスクを最小限に抑えつつ長期的に絶対収益を達成することにあります。
主要投資対象	投資運用会社が自ら運用する組入ファンドに投資します。
ファンドの運用方法	投資運用会社は自らが運用する組入ファンドにその資産を投資することによってファンドの投資目的を達成することを目指しています。ファンドはまた現預金を保有することもできるほか、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的として投資運用会社はその裁量で決定する国債、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品への投資も可能です。
主要投資制限	投資運用会社は、ファンドの勘定で以下の行為を行いません。 (a) 投資運用会社が運用していない組入ファンドへの投資 (b) 単一の組入ファンドへの投資 (c) ファンドの純資産価額の50%を超えて1つの組入ファンドに対し投資すること
分配方針	ファンドは分配を行いません。

管 理 会 社

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

代 行 協 会 員

ヘッジファンド証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、エピック・ファンド・オブ・ファンズ - エピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、第7期の決算を行いました。

当ファンドは、投資運用会社が運用する他のファンドに分散投資することにより、リスクを最小限に抑えつつ長期的な絶対収益の達成を目指して運用を行いました。今期の運用経過等について、以下のとおりご報告いたします。

なお、当ファンドは2019年3月19日をもって繰り上げ償還により終了いたしました。

長年に亘ってご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

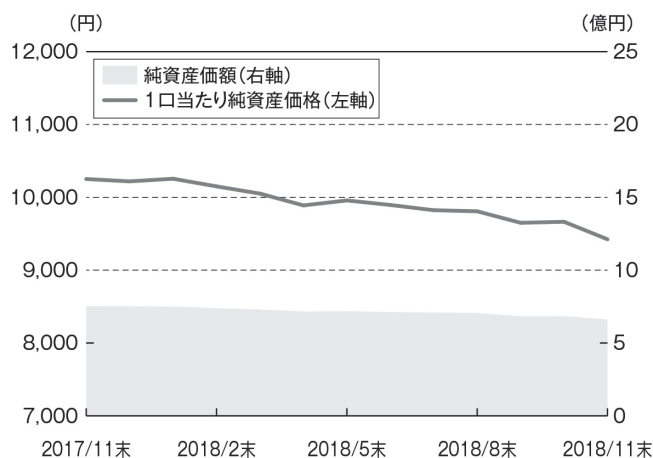
目 次

	頁
第1 当期中の運用の経過および運用状況の推移等	1
第2 運用実績	7
第3 ファンドの経理状況	9
第4 お知らせ	36

(注) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。

第1 当期の運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針



第6期末1口当たり純資産価格：	10,251円
第7期末1口当たり純資産価格：	9,424円
騰落率：	-8.07%

(注1) ファンドは分配金を支払っておりません。
 (注2) ファンドにベンチマークは設定されておりません。
 (注3) ファンドの1口当たり純資産価格は月1回計算されます。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

小型株のマイナスが組入ファンドの一つであるレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドに大きく影響し、年間を通して大幅なマイナスとなりました。

【投資環境について】

昨年初は世界的な株高でスタートしましたが、2月に米利上げの加速懸念からVIXショックで急落。その後はもみ合いの展開が続きました。一方で、米中貿易摩擦が激化し、それに伴う中国経済の鈍化、更には米国経済の鈍化懸念も加わり、年後半は投資環境が急速に悪化し、大きく下落しました。

【ポートフォリオについて】

小型株のマイナスが組入ファンドの一つであるレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドに大きく影響し、年間を通して大幅なマイナスとなりました。前年度はプラウイス・オブ・ジャパン・ファンドがレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドのマイナスを補う形でしたが、業績動向や株価バリュエーションが全く機能しなかった11月にプラウイス・オブ・ジャパン・ファンドも大きくマイナスとなったことでパフォーマンスが悪化。この結果を受けて当ファンドは償還することになりました。

【ベンチマークとの差異について】

ファンドはベンチマークを設定しておりません。後記「参考情報」のグラフは、純資産価格と他の代表的な資産クラスとの騰落率の対比です。

【分配金について】

ファンドは、分配を行いません。

《今後の運用方針》

各組入ファンドごとの運用方針は以下の通りです。

- エピック・ジャパン・ファンドープライシス・オブ・ジャパン・ファンド：
個別企業の業績・需給動向や国内外のマクロ動向を勘案し、相対的な割高・割安を適切に判断しながら、マーケットの上下に左右されない安定した収益の獲得を目指します。
- エピック・ジャパン・アルファ・ファンドーレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド：
業績モメンタムの変化に留意し、継続した業績拡大可能な割安銘柄の組入と、成長力や競争力といった中期的な視点により割安銘柄と割高銘柄の選別を進めます。

(注) 当ファンドは、2019年3月19日をもって繰り上げ償還により終了いたしました。

(2) 費用の明細

項目	料率／金額 ^(注1)	役務の概要
(a) 管理報酬	年間22,000米ドルの日本円相当額 (年間7,000米ドルの日本円相当額の主たる事務所提供に関する報酬を含む。)	ファンド資産の管理業務および受益証券の発行業務の対価として支払われるものです。
(b) 受託報酬	年間120万円	ファンドの受託業務の対価として支払われるものです。
(c) 運用報酬	なし(投資運用会社は、組入ファンドから運用報酬および成功報酬を徴収するため、ファンドからの運用報酬は徴収しません。)	—
(d) 保管報酬	純資産価額の残高150億円まで年率0.02% それを超える部分は年率0.01% ただし、最低報酬月額を4万円とします。	ファンド資産の保管業務の対価として支払われるものです。
(e) 管理事務代行報酬	純資産価額の残高150億円まで年率0.08% それを超える部分は年率0.06% ただし、最低報酬年額を432万円とします。	ファンドの管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務の対価として支払われるものです。
(f) 代行協会員報酬	純資産価額に対して年率0.25%	受益証券1口当たり純資産価格の公表等、ファンドの代行協会員業務の対価として支払われるものです。
(g) 販売報酬	純資産価額に対して年率0.50%	ファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取扱い業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われるものです。
(h) その他の費用(当期)	1.23% ^(注2)	監査報酬、弁護士費用、登録更新料、取引手数料、通信費等で構成されています。

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。

(注2) 「その他の費用(当期)」については、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しております。

(3) 投資対象

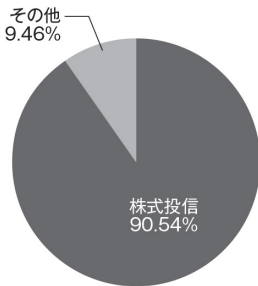
■ 資産別・国別・通貨別の投資状況（第7期末）

● 組入ファンド（2ファンド）

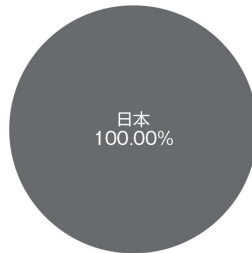
	銘柄名	主要投資対象	通貨	国	投資比率（%）
1	エピック・ジャパン・ファンド - プライス・オブ・ジャパン・ファンド	日本株	円	日本	45.50
2	エピック・ジャパン・アルファ・ファンド - レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	日本株	円	日本	45.04

（注）組入比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

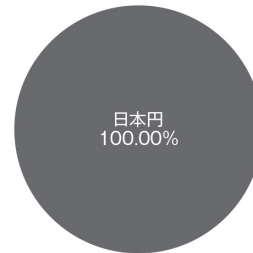
● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分

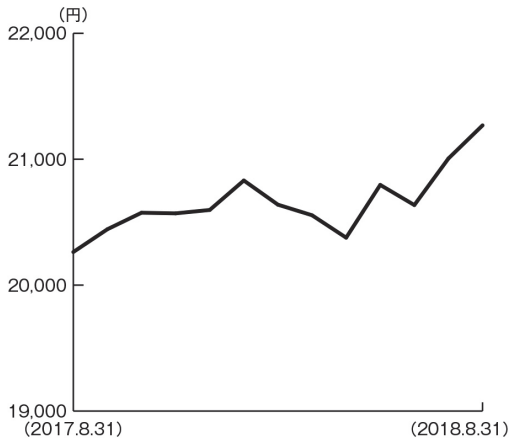


<参考情報>

【組入ファンドの概要】

エピック・ジャパン・ファンド - プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド
 (計算期間：2017年9月1日～2018年8月31日)

● 基準価額の推移



● 上位10銘柄

(組入銘柄数：433銘柄)

(2018年8月31日現在)

銘柄	資産	国	通貨	比率
日経225先物 2018/09	株式先物	日本	日本円	-8.54%
日経225連動型上場投資信託	株式 (ETF)	日本	日本円	-6.14%
ユニー・ファミリーマートホールディングス	株式	日本	日本円	-3.88%
TOPIX連動型上場投資信託	株式 (ETF)	日本	日本円	-2.79%
いちごオフィスリート投資法人	株式 (REIT)	日本	日本円	-2.37%
日本ペイントホールディングス	株式	日本	日本円	-2.27%
TOPIX先物 2018/09	株式先物	日本	日本円	-2.16%
日本ビルファンド投資法人	株式 (REIT)	日本	日本円	-2.04%
日本アコモデーションファンド投資法人	株式 (REIT)	日本	日本円	-1.76%
ドンキホーテホールディングス	株式	日本	日本円	1.76%

(注) 比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

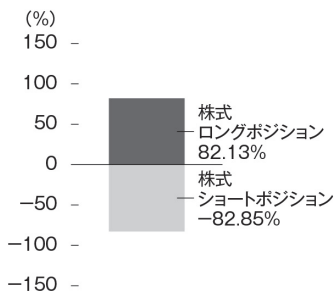
● 1万口当たりの費用明細

(2018年8月31日現在)

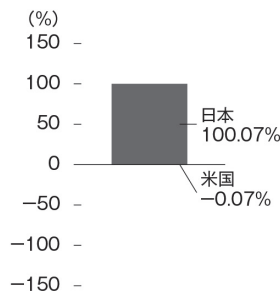
管理報酬	純資産価額の年率0.175%。ただし、最低報酬年額を1,379万5千2百円とします。
受託報酬	年間143万7千円
運用報酬	月ごとに純資産価額の年率2%
成功報酬	四半期ごとにハイウォーターマークを上回った収益分の20%
販売手数料	月ごとに純資産価額の年率0.5%
その他費用	0.09%

(注1) 費用明細は1万口当たりの情報の入手が困難であるため、当該組入ファンドの直近の期末現在の全体の金額を記載しています。
 (注2) その他費用には、当該組入ファンドの直近の計算期間におけるその他費用の合計の純資産総額に対する割合を記載しています。

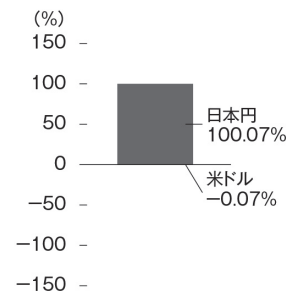
● 資産別配分



● 国別配分

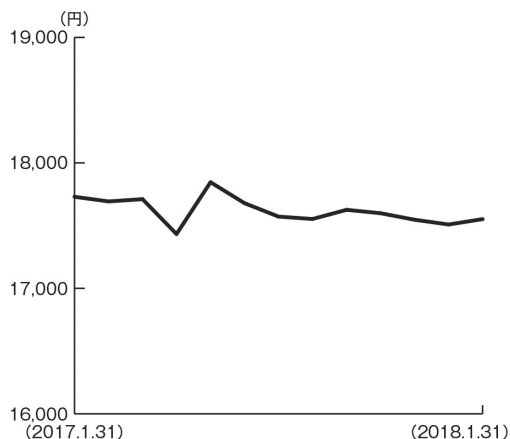


● 通貨別配分



エピック・ジャパン・アルファ・ファンド - レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド
 (計算期間：2017年2月1日～2018年1月31日)

● 基準価額の推移



● 上位10銘柄

(組入銘柄数：247銘柄)

(2018年1月31日現在)

銘柄	資産	国	通貨	比率
TOPIX先物 2018/03	株式先物	日本	日本円	-32.94%
新日本無線	株式	日本	日本円	2.39%
アドウェイズ	株式	日本	日本円	1.82%
グレイステクノロジー	株式	日本	日本円	1.69%
日本電産	株式	日本	日本円	1.63%
I DOM	株式	日本	日本円	1.34%
日本精工	株式	日本	日本円	1.23%
デクセリアルズ	株式	日本	日本円	1.18%
MARUWA	株式	日本	日本円	1.18%
第一精工	株式	日本	日本円	1.15%

(注) 比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

● 1万口当たりの費用明細

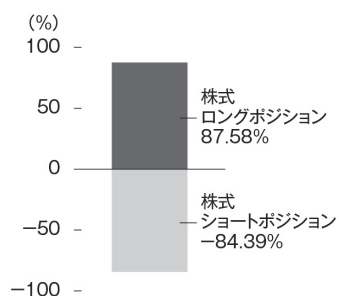
(2018年1月31日現在)

管理報酬	純資産価額の年率0.16%。ただし、最低報酬月額を50万円とします。
受託報酬	年間18,000米ドル
運用報酬	月ごとに純資産価額の年率2%
成功報酬	四半期ごとにハイウォーターマークを上回った収益分の20%
販売手数料	月ごとにJPY-Mクラスの純資産価額の年率0.5%
その他費用	0.19%

(注1) 費用明細は1万口当たりの情報の入手が困難であるため、当該組入ファンドの直近の期末現在の全体の金額を記載しています。

(注2) その他費用には、当該組入ファンドの直近の計算期間におけるその他費用の合計の純資産総額に対する割合を記載しています。

● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分



第 2 運用実績

(1) 純資産の推移

各計算期間末ならびに第 7 期中における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産価額 (円)
第 1 期末日 (2012年11月30日)	607	8,888
第 2 期末日 (2013年11月30日)	639	10,416
第 3 期末日 (2014年11月30日)	798	10,795
第 4 期末日 (2015年11月30日)	757	10,502
第 5 期末日 (2016年11月30日)	782	10,316
第 6 期末日 (2017年11月30日)	753	10,251
第 7 期末日 (2018年11月30日)	661	9,424
2017年 12月末日	752	10,219
2018年 1月末日	750	10,255
2月末日	739	10,150
3月末日	730	10,051
4月末日	716	9,889
5月末日	719	9,957
6月末日	712	9,895
7月末日	709	9,823
8月末日	706	9,808
9月末日	683	9,650
10月末日	684	9,664
11月末日	661	9,424

(2) 分配の推移

ファンドは、分配方針にしたがい、分配を行っていません。

(3) 収益率の推移

	収益率(注)
第 1 期 (2011年12月19日 (運用開始日) ~ 2012年11月30日)	-11.12%
第 2 期 (2012年12月1日 ~ 2013年11月30日)	17.19%
第 3 期 (2013年12月1日 ~ 2014年11月30日)	3.64%
第 4 期 (2014年12月1日 ~ 2015年11月30日)	-2.71%
第 5 期 (2015年12月1日 ~ 2016年11月30日)	-1.77%
第 6 期 (2016年12月1日 ~ 2017年11月30日)	-0.63%
第 7 期 (2017年12月1日 ~ 2018年11月30日)	-8.07%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当り純資産価額 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額) (税引前)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価額 (分配落の額) (税引前) (ただし第1期については当初募集価格 (受益証券1口当たり10,000円))

(4) 販売および買戻しの実績

下記の期間における販売および買戻しの実績ならびに下記期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

期 間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期 (2011年12月16日 (当初募集最終日) ~2012年11月30日)	68,387.92063 (68,387.92063)	0 (0)	68,387.92063 (68,387.92063)
第2期 (2012年12月1日~2013年11月30日)	0 (0)	6,989.26238 (6,989.26238)	61,398.65825 (61,398.65825)
第3期 (2013年12月1日~2014年11月30日)	62,733.92824 (62,733.92824)	50,198.65825 (50,198.65825)	73,933.92824 (73,933.92824)
第4期 (2014年12月1日~2015年11月30日)	8,681.00673 (8,681.00673)	10,446.37763 (10,446.37763)	72,168.55734 (72,168.55734)
第5期 (2015年12月1日~2016年11月30日)	8,187.05378 (8,187.05378)	4,516.40520 (4,516.40520)	75,839.20592 (75,839.20592)
第6期 (2016年12月1日~2017年11月30日)	2,045.48670 (2,045.48670)	4,380.95389 (4,380.95389)	73,503.73873 (73,503.73873)
第7期 (2017年12月1日~2018年11月30日)	895.21101 (895.21101)	4,222.86361 (4,222.86361)	70,176.08613 (70,176.08613)

(注1) () 内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1期の販売口数は、当初募集期間の販売口数を含みます。

(5) 純資産額計算書

(2018年11月末日現在)

	円 (IVを除く)
I 資産総額	670,082,607
II 負債総額	8,747,283
III 純資産総額 (I - II)	661,335,324
IV 発行済口数	70,176.08613 口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	9,424

第3 ファンドの経理状況

以下に掲げるファンドの直近会計年度の日本文の財務諸表は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるKPMGの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。

ファンドの原文の財務諸表は日本円で表示されています。

KPMG
私書箱493
6 クリケット・スクエア
グランド・ケイマン KY1-1106
ケイマン諸島
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
インターネット www.kpmg.ky

受託会社向け独立監査人の報告書

意見

我々は、エピック・ファンド・オブ・ファンズのシリーズ・トラストであるエピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下「シリーズ・トラスト」という。）の添付の財務諸表の監査を行った。財務諸表は、2018年11月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度に関する包括利益計算書、持分計算書およびキャッシュフロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の情報から成る注記で構成される。

我々の意見では、財務諸表は、すべての重要な側面において、国際財務報告基準（IFRS）に従い、2018年11月30日現在のシリーズ・トラストの財政状態および同日に終了した年度に関する財務実績およびキャッシュフローを適正に表示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。かかる基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務諸表の監査における監査人の責任」の項に詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会（IESBA）職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）およびケイマン諸島における財務諸表の我々の監査に関する倫理要件に従いシリーズ・トラストから独立しており、これらの要件およびIESBA規程に基づくその他の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供する目的において十分かつ適切であると考えている。

強調事項

受託会社が当期末後にシリーズ・トラストの終了を決定したため、財務諸表の注記2において財務諸表の作成に関する継続企業の前提を用いていない旨の記載がなされていることに注意されたい。私共の意見において、この点に関する変更はなされていない。

利用制限

本報告書は、契約の条項に従いもっぱら受託会社のために作成されている。私共の監査業務は、監査報告書において受託会社に対して述べることを要求される事項について述べるように実施されており、それ以外の目的において実施されることはない。私共は、私共の監査業務、本報告書または私共が述べる意見について受託会社以外の何れの者に対する責任も負うものではない。

経営陣および財務諸表のガバナンスに責任を負う者の責任

経営陣は、IFRSに従い財務諸表を作成し適正に表示する責任、および、不正または誤謬による重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために経営陣が必要と考える内部統制に対する責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣はシリーズ・トラストの継続企業の前提を評価し、適切な場合は継続企業に関する事項を開示し、また、経営陣がシリーズ・トラストの清算または業務の停止を企図する場合もしくはそれ以外の現実的な代替案がない場合でない限り継続企業の前提に基づく会計基準を適用する責任を負

う。

ガバナンスに責任を負う者は、シリーズ・トラストの財務報告手順を監督する責任を負う。

財務諸表の監査における監査人の責任

我々の目的は、財務諸表に全体として不正または誤謬による重大な虚偽表示が含まれていないかについて合理的な保証を得ることであり、我々の意見を記載した監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高度な保証のことをいうが、重大な虚偽表示が存在する場合に、ISAに準拠して実施される監査によりかかる虚偽表示が常に発見されることを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、当該虚偽表示が単独でまたは全体として当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想しうる場合に、当該虚偽表示は重大なものと判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は職業専門家として判断を下し、監査の実施中に職業専門家としての懐疑心を保持する。我々はまた以下を行う。

- ・ 財務諸表における不正または誤謬による重大な虚偽表示に関するリスクの識別および評価、それらのリスクに対応する監査手続の立案および実施、ならびに我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠の入手。不正による虚偽表示を見落とすリスクは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、詐称または内部統制の無視に関連しているため、誤謬による虚偽表示を見落とすリスクよりも高い。
- ・ シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではなく、状況に応じた適切な監査手続を立案するための、監査に関する内部統制の理解。
- ・ 使用された会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積および関連する開示の合理性の評価。
- ・ 経営陣が継続企業の前提に基づく会計基準を適用することの妥当性ならびに入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストの継続性に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性が存在するかどうかの判断。重大な不確実性が存在すると我々が判断した場合、我々は監査報告書において、財務諸表中の関連する開示について注意喚起を行うことが要求されており、かかる開示が不適切である場合、我々の意見を変更することが要求されている。我々の判断は、監査報告書の日付現在までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、シリーズ・トラストが継続企業の前提を維持できなくなる可能性がある。
- ・ 開示事項を含む財務諸表の全般的な表示、構成および内容ならびに財務諸表において前提となる取引および事象が公正表示を達成できる方法により記載されているかどうかの評価。

我々は、とりわけ計画された監査の範囲および時期について、ならびに我々の監査において認められた内部統制の重大な欠陥を含む重要な監査所見について、ガバナンスに責任を負う者に報告する。

KPMG

2019年4月3日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Epic Hedge Fund Selection 1 (the "Series Trust"), a series trust of Epic Fund of Funds, which comprise the statement of financial position as at 30th November 2018, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 30th November 2018, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

We draw your attention to Note 2 of the financial statements, which describe that the going concern basis of preparing the financial statements has not been used because subsequent to year end the Trustee resolved to terminate the Series Trust. Our opinion is not modified with respect to this matter.

Restriction on Use

This report is made solely to the Trustee in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditors' report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, for our audit work, for this report, or the opinion we have formed.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.
Document classification: KPMG Confidential



Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements (continued)

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

3rd April 2019

1 財務諸表
 (1) 貸借対照表

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 財政状態計算書
 2018年11月30日現在

	注記	2018年度 円	2017年度 円
資産			
損益を通じて公正価値で測定される金融 資産	2, 3, 4, 5	598, 758, 700	677, 919, 224
現金および現金等価物	6	71, 124, 296	80, 552, 455
未収金	7	199, 611	210, 505
資産合計		670, 082, 607	758, 682, 184
負債			
未払金	8, 10	8, 747, 283	5, 214, 217
負債合計		8, 747, 283	5, 214, 217
持分合計		661, 335, 324	753, 467, 967
負債および持分合計		670, 082, 607	758, 682, 184
発行済受益証券口数	9	70, 176. 08613	73, 503. 73873
受益証券1口当たり純資産価格 - 日本円クラス		9, 424	10, 251

添付の注記および附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。
 受託会社を代表して署名した。 サラ・キンセラ コナー・カーティン
 日付： 2019年4月3日

(2) 損益計算書

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト

エピック・ヘッジファンド・セレクション1

包括利益計算書

2018年11月30日終了年度

	注記	2018年度 円	2017年度 円
収益			
現金残高に係る受取利息		8	-
損益を通じて公正価値で測定された金融 資産の純（損失）／利益	11	(35,291,645)	17,252,876
総利益		(35,291,645)	17,252,876
費用			
管理会社報酬	10	2,361,153	2,478,623
販売および代行協会員報酬	10, 14	5,353,933	5,759,407
管理事務代会社報酬	10	4,320,000	4,320,000
保管銀行報酬	10	614,000	600,400
受託会社報酬	10	1,200,000	1,200,000
監査報酬		2,217,286	2,281,126
弁護士報酬		4,940,667	5,042,743
その他費用		2,673,246	78,448
費用合計		23,680,285	21,760,747
営業損失合計		(58,971,922)	(4,507,871)
財務費用			
支払利息		186,406	188,757
財務費用合計		186,406	188,757
包括損失合計		(59,158,328)	(4,696,628)

損益はすべて継続運用に関連したものである。

この包括利益計算書に表示された以外に、認識した損益はない。

添付の注記および附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 持分変動計算書
 2018年11月30日終了年度

	2018年度 円	2017年度 円
期首持分	753,467,967	782,266,347
持分受益証券の発行	9,000,000	21,000,000
持分受益証券の買戻し	(41,974,315)	(45,101,752)
包括損失合計	<u>(59,158,328)</u>	<u>(4,696,628)</u>
期末持分	<u><u>661,335,324</u></u>	<u><u>753,467,967</u></u>

添付の注記および附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 キャッシュ・フロー計算書
 2018年11月30日終了年度

	2018年度 円	2017年度 円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
包括損失合計	(59,158,328)	(4,696,628)
包括損失合計から、営業活動による純キャッシュ・フローへの調整:		
営業資産および負債の増減		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の減少額	79,160,524	44,414,215
未収金の減少額	10,894	8,287
未払金の増加/(減少)額	3,533,066	(917,263)
営業活動による純キャッシュ・フロー	23,546,156	38,808,611
財務活動によるキャッシュ・フロー		
持分受益証券の発行による手取金	9,000,000	21,000,000
持分受益証券の買戻しによる支払額	(41,974,315)	(45,101,752)
財務活動による純キャッシュ・フロー	(32,974,315)	(24,101,752)
現金および現金等価物の純変動	(9,428,159)	14,706,859
現金および現金等価物の期首残高	80,552,455	65,845,596
現金および現金等価物の期末残高	71,124,296	80,552,455
キャッシュ・フローに関する補足情報:		
受取利息	8	-
支払利息	(186,089)	(193,252)

添付の注記および附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記
2018年11月30日

1. 概要

エピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下「当シリーズトラスト」という。）は、2011年10月24日にエピック・ファンド・オブ・ファンズ（以下「当トラスト」という。）のシリーズトラストとして設定され、信託宣言の適用を受けるオープンエンド型のアンブレラ型投資信託である。当トラストは、2011年10月24日に信託法に基づく免税信託として登録され、2011年11月9日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条に基づきケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録された。

2018年11月30日現在、当トラストにはシリーズトラスト1本のみが設定されており、当シリーズトラストは、2011年12月16日に運用を開始した。本財務諸表は、当シリーズトラストの勘定のみから構成されている。

当シリーズトラストの投資目的は、リスクを最小限に抑え長期的に絶対収益を達成することである。投資運用会社は、当シリーズトラストの資産を自らが運用する他の投資ファンドに投資することを通じ、かかる目的の達成を目指している。投資運用会社は、当シリーズトラストが投資する投資ファンドおよび各投資ファンドに対する割当比率を決定する。当シリーズトラストは現金または預金を保有することもでき、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的とする場合などに、投資運用会社が自らの裁量で決定する国債、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品に投資することもできる。

2015年5月22日、Supplemental Offering Memorandumが発行され、エピック・パートナーズ・インベストメンツ・カンパニー・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）が投資することのできる組入ファンドを投資運用会社が運用する2ファンド（すなわちエピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストであるプラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびエピック・ジャパン・アルファ・ファンドのシリーズトラストであるレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド）に限定した。

2. 主要な会計方針

当シリーズトラストが採用した重要な会計方針は、次のとおりである。

準拠表明

この財務諸表は継続企業を前提として、国際会計基準審議会（「IASB」）が公表した国際財務報告基準（「IFRS」）およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表した解釈指針に準拠して作成されている。

作成の方針

2019年2月21日、投資運用会社は当シリーズトラストの償還を決定した。したがって、当シリーズトラストはもはや継続事業ではない。IAS第1号「財務諸表の表示」にしたがい、この財務諸表は会計上の継続事業の前提に基づいておらず、全ての資産は回収可能価額で記載されている。公正価値は、回収可能価額を表示しているものとみなされる。

この財務諸表は、当シリーズトラストの機能通貨である日本円で表示されている。この財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定される保有金融資産および損益を通じて公正価値で測定される保有金融負債については公正価値で作成されている。その他の金融資産および金融負債は、償却原価で計上されている。買戻可能受益証券はその買戻金額で計上されている。

国際財務報告基準（IFRS）に準拠して財務諸表を作成するため経営陣は、方針の適用、資産および負債の計上金額、収益および費用に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行う必要がある。この見積りおよび関連する仮定は、過去の経験および状況において合理的と考えられるその他の様々な要因に基づき設定されており、その結果は、その他の原始書類からは容易に明らかとならない資産および負債の簿価に関する判断の基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。見積りおよび仮定

は、継続的に見直しが行われている。

会計上の見積りの修正は、かかる見積りが修正された時点で認識される。次年度において重要な調整が発生するリスクを伴い、財務書類および見積りに重要な影響を与えるIFRSの適用において受託会社が下した判断については注4および注5において述べる。

公表済みであるが2017年12月1日に開始した当年次期間について適用されておらず早期適用もされていない、新たな基準、改正および解釈

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」

IAS第7号は、企業に対し、主要な財務諸表の不可欠な一部としてキャッシュ・フロー計算書を表示することを要求している。IAS第7号は2016年1月29日付で改正され、財務諸表の利用者が財務活動により発生した負債の変動を評価することができるような開示を行うことを企業に義務付けた。当該改正は2017年1月1日から発効となった。当該改正は、当シリーズトラストのキャッシュフロー計算書のレイアウトおよび開示に対し影響を及ぼしていない。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は、財務諸表の利用者に対し、顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性に関する有益な情報を提供するための基準を定めた。IFRS第15号は、2018年1月1日以後に開始する年次報告期間より発効となり、早期適用はなされていない。IFRS第15号の適用による当シリーズトラストの財政状態または実績への影響はないと予想される。

IFRS第9号「金融商品」

当シリーズトラストは、2018年12月1日からIFRS第9号「金融商品」を適用することが求められている。IFRS第9号は、従来のIAS第39号「金融商品：認識および測定」の指針に替わるものである。当該改正には、金融商品の分類および測定、金融資産の減損の計算における新たな予想信用損失モデルならびに新たな一般ヘッジ会計要件が含まれている。なお、IFRS第9号において、金融商品の認識および認識中止に関するIAS第39号の指針が引き継がれている。

金融資産および金融負債の分類

IFRS第9号は、資産運用に係るビジネスモデルおよびキャッシュ・フローの特性を反映した、新しい金融資産の分類・測定方法を定めている。当該指針は3つの主要な分類カテゴリー、すなわち、償却原価区分、公正価値で測定しその他の包括利益に計上する（FVOCI）区分および公正価値で測定し純損益に計上する（FVTPL）区分を定めた。これにより、従来のIAS第39号による満期保有投資、貸付金および債権、ならびに売却可能金融資産の区分は廃止された。IFRS第9号は、金融負債の分類に関してはIAS第39号の現行の要件の大部分を維持している。ただし、IAS第39号ではFVTPLに区分される負債の公正価値の変動は全て損益に計上されたのに対し、IFRS第9号ではかかる公正価値の変動は一般に以下のとおり表示される：

- ・ 企業の信用リスクにおける変動に起因する公正価値の変動額はその他の包括利益に計上し、
- ・ それ以外の公正価値の変動額は損益に計上される。

当シリーズトラストの評価に基づき、当該指針は当シリーズトラストの金融資産及び金融負債の分類に重要な影響を及ぼさないと予想される。理由は以下の通りである。

- ・ IAS第39号「デリバティブ」における売買目的保有に分類される金融商品は、IFRS第9号に基づき引き続き同様の区分となる。
- ・ IAS第39号に基づき現在FVTPLに区分されている金融商品は、文書化された投資戦略に従い公正価値に基づき運用されているため当該区分に分類される。したがって、これらの金融商品はIFRS第9号においてもFVTPL区分で強制的に測定されることとなる。

- ・ 現在償却原価で測定されている金融商品は、未収金ならびに現金および現金等価物である。これらの金融商品は「元本と利息のみの支払（SPPI）」の要件を満たしており、回収目的保有事業モデルによる保有である。したがって、これらはIFRS第9号においても引き続き償却原価で測定される。
- ・ 12か月予想信用損失（「12か月ECL」）とは、報告日後12か月以内に発生する可能性のあるデフォルトリスクに基づく予想信用損失であり、
- ・ Lifetime ECLとは、金融商品の残存期間にわたって発生する可能性のあるすべてのデフォルトリスクに基づく予想信用損失である。

金融資産の減損

IFRS第9号は、IAS第39号における「発生損失」を将来の「予想信用損失（ECL）」モデルに置き換えるものである。IFRS第9号は、経済要因の変動がECLに与える影響について相当の判断を求めるものであり、かかる影響額は発生確率で加重平均した金額に基づいて決定される。この新しい減損モデルは償却原価またはFVOCIで測定される金融資産に適用されるが、持分金融商品への投資は除外される。IFRS第9号に基づき、損失引当金は以下の基準のいずれかに基づき測定される：

当シリーズトラストの評価に基づき、減損モデルの変更は当シリーズトラストの金融資産に重要な影響を及ぼさないと予想される。理由は以下の通りである：

- ・ 金融資産の多くはFVTPLで測定され、減損要件はそれらの金融商品に適用されない。
- ・ 償却原価で測定される金融資産は、短期（12か月未満）、信用の質が高くおよび／または十分に担保保証されている。したがって、かかる資産のECLは小さいと予想される。

金融商品

(i) 分類

当シリーズトラストは、IAS第39号に基づき、当シリーズトラストによる投資を当初認識時点における損益を通じて公正価値で測定される金融資産または償却原価で測定される金融資産および負債に分類している。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産の分類には、公正価値ベースで管理および測定されることを前提に、損益を通じて公正価値で測定されることを指定された金融資産が含まれ、これには投資ファンドが含まれる。

償却原価で測定される金融資産に分類されるものは、貸付金および債権で構成される。これには現金および現金等価物ならびに未収金が含まれる。

償却原価で測定される金融負債に分類されるものは、その他の負債で構成される。これには未払金が含まれる。

(ii) 認識

当シリーズトラストは、当該金融商品の契約上の規定の当事者になった日に金融資産および金融負債を認識する。金融資産の通常の購入においては、取引日基準を用いて認識している。当該取引日から、損益を通じて公正価値で測定された金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が包括利益計算書に計上される。金融商品の売却による実現損益は、先入先出法(FIFO)で計算する。

(iii) 取得時の測定

金融商品は、取得時に公正価値（取引価格）で測定され、損益を通じて公正価値で測定されない金融資産または金融負債の場合には当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用を加えて測定される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る取引費用は即時に費用計上する。損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および金融負債は、公正価値に取得又は発行に直接帰属する取引費用を加えて取得時に測定される。

(iv) 取得後の測定

取得時の測定後、当シリーズトラストは、損益を通じて公正価値で測定されるものとして分類されている金融商品をその公正価値で測定している。公正価値とは、測定日時時点で、主要な市場もしくは主要な市場がない場合はシリーズトラストがアクセスできる最も有利な市場において、市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

投資企業の連結に関するIFRS第10号、第12号およびIAS第27号の改正に従い、経営陣は当シリーズトラストは投資企業の要件を満たしていると結論づけた。したがって経営陣は、当シリーズトラストは投資ファンドに対する投資を損益を通じた公正価値で測定することが適切であると考えている。

投資ファンドの受益証券の公正価値とは、管理事務代行会社の助言による当該原ファンドの受益証券1口当たり純資産価額（未監査）をいう。各管理事務代行会社から提供された未監査純資産価額は、当該ファンドごとに年度末が異なるため、2018年11月30日時点で監査済純資産価額が入手可能であった場合に使用されたであろう純資産価額と異なる場合があり、重大な差異となる可能性がある。

損益を通じて公正価値で測定される金融商品の公正価値の取得後の変動は、包括利益計算書上で損益として認識される。貸付金および債権に分類される金融資産は、実効金利法を用いた償却原価で（もしあれば減損を控除して）計上される。

損益を通じた公正価値で測定されない金融負債は、償却原価で計上される。

当シリーズトラストから発行された受益証券から発生する金融負債は、当シリーズトラスト資産における残余持分に対する投資者の権利を表章する買戻金額で計上される。

金融資産または金融負債の償却原価は、当初認識額から元本返済額を控除し、当初認識額と満期金額との差額についての実効金利法による償却累計額を加減し、さらに金融資産の場合は減損金額を控除して測定される。

当シリーズトラストは、当該変動が発生した報告期間末に公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動を認識する。

(v) 認識の中止

当シリーズトラストは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当シリーズトラストが取引において契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を移転しそれにより当該金融資産の所有にかかる実質上全てのリスクおよび利益が移転される場合もしくはそれによりシリーズトラストが当該金融資産の所有にかかる実質上全てのリスクおよび利益を移転も維持もせず当該金融資産の支配を維持しない場合に、金融資産の認識を中止する。当シリーズトラストは、契約に定められた義務が免除されるか、取り消されるかまたは失効した場合、金融負債の認識を中止する。

金融資産の認識中止において、当該資産の帳簿価額（または認識中止された資産の一部として割り当てられる帳簿価額）および受領した対価（新たに取得した資産から新たに引き受けた負債を控除した額を含む。）は損益として認識される。当シリーズトラストによって生成され維持される当該移転された金融資産における持分は、単独の資産または負債として認識される。

当シリーズトラストは財政状態計算書に計上される資産を移転することとなる取引を行う可能性があるが、当該移転資産またはその一部にかかる全てのもしくは実質上全てのリスクおよび利益を維持する可能性がある。全てのもしくは実質上全てのリスクおよび利益が維持される場合、当該移転資産は認識中止されない。全てのもしくは実質上全てのリスクおよび利益が維持される資産の移転は、売却および買戻し取引に記載される。

(vi) 金融商品の相殺

金融資産と負債が相殺され、財政状態計算書において純額が計上されるのは、当シリーズトラストが当該認識額を法的強制力のある相殺権を有しており、純額ベースで決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意思がある場合に限られる。これは一般的に、マスター・ネットリング契約ならび

に関連する資産および負債が財政状態計算書において総額で計上される場合とは異なる。2018年および2017年11月30日現在、当シリーズトラストはマスター・ネットィング契約の対象になっていない。

外貨換算

当シリーズトラストの財務諸表に含まれる項目は、当シリーズトラストが運用する主たる経済環境の通貨（「機能通貨」）、すなわち、日本円で測定する。有価証券取引は、当該取引の取引日に財務諸表に計上し、当該取引日終了時点の実勢レートにより日本円（機能通貨／表示通貨）に換算されている。外貨建貨幣性資産および負債は、各年度末時点の為替レートで日本円に換算されている。

公正価値で表示される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の決定日時点で日本円に換算される。取引活動から生じた換算差額は、当年度の包括利益計算書に計上している。

受取利息の現金残高

受取利息の現金残高は実効金利ベースで計上される。

課税

ケイマン諸島の現行法において、当シリーズトラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタルゲイン税その他のケイマン諸島の税金はない。したがって、当財務諸表において税金に対する引当金は計上されていない。当トラストはケイマン諸島の総督から、信託法（2011年改正）第81条にしたがい、かかる課税が成立したとしても50年間にわたりかかる課税を免除される旨の保証を受領している。したがって、当財務諸表において税金に対する引当金は計上されていない。当シリーズトラストは特定の利息、分配金およびキャピタルゲインに関し外国の源泉徴収税を課される場合がある。

費用

費用は、発生基準で損益に計上される。

現金および現金等価物

G. A. S. (ケイマン) リミテッド（以下「受託会社」という。）は、保管銀行としてスミトモ・ミツイ・トラスト (UK) リミテッド（以下「保管銀行」という。）を任命した。さらに、保管銀行は、サブカストディアンとしてBrown Brothers Harriman & Co.（以下「BBH&Co」または「サブカストディアン」という。）を任命した。現金は、当シリーズトラストの銀行業者としてBBHによって最終的に保有される。現金および現金等価物は、BBHにおいて3か月以下の満期により保有する現金および預金からなる。

買戻可能受益証券

当シリーズトラストは、発行された金融商品を、当該商品の契約条項の内容に従い金融負債または持分商品に分類している。

当シリーズトラストは単一のクラスの買戻可能受益証券で構成される。当シリーズトラストによって発行された買戻可能受益証券について、投資家は、買戻日および当シリーズトラストの解散の場合に当シリーズトラストの純資産に対する当該投資家の持分の割合に応じた価額での買戻を請求する権利を有する。発行された当該買戻可能受益証券は、最も劣後する金融商品であり、IAS第32号に従い資本に分類される。

ストラクチャード・エンティティ

仕組事業体（ストラクチャード・エンティティ）とは、議決権が管理業務のみに関連し当該事業体の活動は契約上の取決めによって方向づけられる場合などのように、その支配企業を決定する際に議決権または議決権に類似する権利が主要な要素とならないように設計された事業体である。

ストラクチャード・エンティティは以下のような特徴や特性の一部またはその全てを有する場合が多い。すなわち、制限された事業活動、当該ストラクチャード・エンティティの資産に関するリスクと便

益を投資者に受け渡すことにより投資者に投資機会を提供することなど狭くかつ明確に定義された目的、従属する財政支援なしでその事業活動に資金供給をするために不十分な資本、および、信用リスクまたはその他のリスクを集散的に創り出す複数の契約に関連付けられた金融商品の形での投資者への発行（トランシェ）および資金調達である。

当シリーズトラストは、当シリーズトラストが投資するファンドがストラクチャード・エンティティであるかどうかを査定した。当シリーズトラストは、ファンド・マネージャーの解任、ファンドの解散またはファンドに対する持分の払戻し（かかる権利がファンドの解散と同等である場合）を含め、かかるファンドに対する議決権および他の当事者に付与されたその他の権利を検討し、当該ファンドの支配企業の決定の際にそれらの権利が主要な要素であるかどうかについて判断した。

当シリーズトラストは、実質的な解任権または解散権（解散に類似した払戻の権利を含む。）が存在しなければ、当該ファンドがストラクチャード・エンティティであると判断した。当シリーズトラストは、株式の保有を通じてファンドの持分を保有しており、組入ファンドは投資者から提供されるエクイティ・キャピタルにより資金を調達している。当シリーズトラストの投資については注記3に詳述されている。

以下の表は、当シリーズトラストに連結されていないが当シリーズトラストが持分を保有しているストラクチャード・エンティティの種類を表している。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質および目的	当シリーズトラストが保有する持分
投資ファンド	第三者投資家のための資産管理および管理会社の手数料の創出 投資家に対する受益証券の発行を通じて資金調達をしている。	投資ファンドが発行した受益証券に対する投資

2018年	純資産総額 (単位：円) (未監査)	「損益を通じて公正価値で測定される 金融資産」に含まれる帳簿価額 (単位：円)
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	4,544,802,211	300,891,520
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	3,329,668,807	297,867,180
		598,758,700

2017年	純資産総額 (単位：円) (未監査)	「損益を通じて公正価値で測定される 金融資産」に含まれる帳簿価額 (単位：円)
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	4,608,034,380	340,104,380
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	3,924,496,307	337,814,844
		677,919,224

2018年および2017年11月30日に終了した会計年度において、当シリーズトラストは非連結のストラクチャード・エンティティに対し財務上の支援をしておらず、今後財務上またはその他の支援する意向はない。

2018年および2017年11月30日現在の当シリーズトラストの最大損失エクスポージャーは、投資ファンドに対する当シリーズトラストの持分の帳簿価格によって表される。

3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債

	2018年度 円	2017年度 円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
投資ファンド:		
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	300,891,520	340,104,380
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	297,867,180	337,814,844
	<u>598,758,700</u>	<u>677,919,224</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	<u>598,758,700</u>	<u>677,919,224</u>

プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドは、エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストとして設立された。2018年11月30日現在、エピック・ジャパン・ファンドは1つのシリーズ・トラストのみで構成されるオープン・エンドのアンブレラ型ユニットトラストである。レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドは、エピック・ジャパン・アルファ・ファンドのシリーズトラストとして設立された。2018年11月30日現在、エピック・ジャパン・アルファ・ファンドは、2つのシリーズ・トラストで構成されるオープン・エンドのアンブレラ型ユニットトラストである。

4. 金融商品の公正価値

下記の表は、以下のいずれかに基づき分析された公正価値で認識された金融商品を示している。

レベル1：活発な市場における同一の金融商品の（調整なしの）相場価格

レベル2：直接的（すなわち価格）または間接的（すなわち価格から算出される金額）に観察可能なインプットに基づく評価手法（このレベルには、活発でない市場における相場価格または市場データから直接的にまたは間接的に全ての重要なインプットが観察可能なその他の評価手法を用いて評価される金融商品が含まれる。）

レベル3：観察不可能な重要なインプットを用いた評価手法（このレベルには、観察可能なデータに基づかないインプットおよび当該金融商品の評価に重要な影響のある観察不可能なインプットを含む評価手法による全ての金融商品が含まれる。このレベルには、金融商品の差異を反映するために重要な観察不可能な調整または仮定が要求される類似の金融商品の相場価格に基づき評価される金融商品が含まれる。）当シリーズトラストは、レベル3に該当する金融商品を保有していなかった。

	レベル1 円	レベル2 円	レベル3 円	合計 円
2018年度				
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産				
投資ファンド	-	598,758,700	-	598,758,700
	<u>-</u>	<u>598,758,700</u>	<u>-</u>	<u>598,758,700</u>

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	円	円	円	円
2017年度				
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産				
投資ファンド	-	677,919,224	-	677,919,224
	-	677,919,224	-	677,919,224

当該年度中、レベル間の移動はなかった。(2017年：なし。)

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産は短期金融資産および金融負債であり、その簿価は公正価値に近似している。

下記の表は、損益を通じて公正価値で測定されない金融資産の公正価値を示しており、公正価値の測定方法により分類された公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分析したものである。

2018年度	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	円	円	円	円
資産				
現金および現金等価物	71,124,296	-	-	71,124,296
未収金	-	199,611	-	199,611
	71,124,296	199,611	-	71,323,907
負債				
未払金	-	8,747,283	-	8,747,283
	-	8,747,283	-	8,747,283
2017年度				
資産				
現金および現金等価物	80,552,455	-	-	80,552,455
未収金	-	210,505	-	210,505
	80,552,455	210,505	-	80,762,960
負債				
未払金	-	5,214,217	-	5,214,217
	-	5,214,217	-	5,214,217

5. 金融リスク管理

当シリーズトラストの金融商品から生じる主要なリスクは、次のとおりである。

市場リスク

市場価格リスクは、保有する金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。このリスクは、価格変動の影響を受ける市場ポジションをとることにより当シリーズトラストが被るかもしれない損失の可能性を示している。

投資運用会社は、自らの投資戦略（注1を参照のこと。）を実行するため、現在、当シリーズトラストの資産を(a)プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド（少数私募（適格機関投資家限定分付））および(b)レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド（少数私募（適格機関投資家限定分付））の2つの投資ファンドに投資している。

これらの各投資ファンドの投資目的は、各々、持分証券においてロングおよびショート・ポジションを取ることで最小限のリスクで絶対収益を達成することであるが、各投資ファンドはそれぞれ異なる投資戦略を追求することができる。投資運用会社は、単一の投資対象ではなく複数の投資ファンドに投資することにより、広範な投資戦略を追求することによって受益者に対するリスクを抑えることを目指してきた。当シリーズトラストの追補目論見書の「Particular Risk Factors」の項に当シリーズトラストへの投資に伴うリスクの詳細が記載されている。

トラストの投資制限には以下の事項が含まれる：

投資運用会社は、当シリーズトラストの勘定で以下の行為を行わない。

- (a) 投資運用会社が運用していない組入ファンドへの投資、
- (b) 単一の組入ファンドへの投資、または
- (c) 当シリーズトラストの純資産価額の50%を超えて1つの組入ファンドに対し投資すること。

投資運用会社は、当シリーズトラストの受益者の利益を考慮しつつ、違反が発見されたのち可及的速やかにファンドに適用される制限に従うため合理的に実行可能な方策を講じる。

投資運用会社は、以下の通り日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」第16条を固守しなければならない。

- (a) 投資運用会社は、有価証券の空売り契約を締結してはならない。
- (b) 投資運用会社は、当シリーズトラストの勘定で借入れを行うことができる。ただし、当該借入れはかかる借入れ時点の純資産価額の10%を超えないものとする。
- (c) 投資運用会社は、当シリーズトラストに代わりいかなる種類の持分証券または株式投資証券にも投資してはならない。
- (d) 当シリーズトラストの資産を流動性のない有価証券に投資する場合には、かかる投資証券の価格の透明性を確保するために所定の手続が実行される。
- (e) 投資運用会社は、投資運用会社または第三者の利益をはかる目的で行われ、受益者の利益を損なう取引等、受益者の利益保護に欠けるもしくは当シリーズトラストの資産の適正な運用を害すると知っている取引を行わない。

当シリーズトラストの運用実績は、伝統的なロングポジションのみの投資方針に比べ、市場全体の動きまたは主要な株価指数との相関関係は相対的に低い。市場リスクは、バリュー・アット・リスク (VaR) によって測定できる。

	2018年度	2017年度
1日VaR（信頼水準95%）	-0.35%	-0.32%

VaRは、統計的手法により測定した数値で、通常の市況において、ある一定の期間保有すると仮定し、

ある一定の信頼水準で、ポートフォリオがどの程度損失を被るかを示したものである。例えば、信頼水準95%で1日VaRが1%の場合、平均して100取引日のうち95日については、ポートフォリオの1日の損失が1%を超えないことを示している。この1日VaRの数値の基礎となる基本的仮定として、ポートフォリオ全体を1日間保有するものとしている。

VAR分析の限界の開示

- VaR分析は、過去のデータに基づいたものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関、市場ストレス下の市場の流動性水準が過去のパターンと何ら関連がないかもしれないという事実を考慮できていない。
- 市場価格リスク情報は、正確な数値ではなく、リスクの相対的な推定である。
- 市場価格リスク情報は、仮説に基づく結果を示したものであり、予測を意図したものではない。
- 採用されたVaRの計算方法は、典型的なヒストリカル・シミュレーション（現在のポートフォリオの過去のリターンをシミュレートするために、ファンドの実際のリターンによる過去の分配金を使用せず、過去のマーケットのデータが使用される。）ではない。かかる計算方法は、ポートフォリオの動きを説明するものではなく、ポートフォリオが比較的安定している場合の合理的なリスク指標としてのみ使用されるものである。

流動性リスク

流動性リスクとは、価格変動が著しく金融市場が逼迫した時に、当シリーズトラストが合理的な価格で投資ポジションの規模を迅速に調整することができない可能性をいう。当トラストの主要な流動性リスクは、投資家が売却を希望した場合の受益証券の買戻しである。受益者は、記入済みの買戻し請求書に関連する買戻し日（各暦月の第1営業日）がある月の前月の第5営業日または特定の場合に受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時まで送付しなければならない。

受益証券に流通市場が存在する見込みはない。したがって、受益者は毎月の買戻しによってのみ受益証券を処分することが可能となる。関連する販売会社が取引日（各暦月の第1営業日）に受益証券の買戻しを実行できるか否かは、受益証券の買戻しを実行する受託会社の能力または裁量に依存する。投資運用会社（または正当な権限を有するその代理人）が、受益証券の買戻しを実行する目的で当シリーズトラストのポートフォリオにおける持分を現金化することができない場合、受託会社はその単独の裁量によりまたは投資運用会社と協議のうえ純資産価額の決定および受益証券の買戻しを停止することができる。

当シリーズトラストは、投資ファンドに投資することができるが、その結果流通市場が存在しない有価証券およびデリバティブに投資する場合がある。投資運用会社は、かかる流動性の欠如それ自体は問題とみなしておらず、実際、投資運用会社は長期的かつ非流動的な投資によって多様な利益および流通市場では得られないリターンの機会を得られると確信しているため、これらの低流動性の有価証券に厳密な割当を行っている。

投資ファンドから換金できないことの副次的な影響は、当シリーズトラストの資産に関し、投資運用会社が要求するほどダイナミックに再割り当てを行うことができない点である。かかる制限は、投資ファンドが期待される流動性に関し制約を課していない場合でも存在する。通常市場および営業状況においても、当該投資ファンドがまれにかつ十分な事前の通知を行った上でのみ買戻しが許される場合は、当シリーズトラストの投資ファンド間での資産の再割り当てに対する柔軟性は制限される。

注記3において開示されたように、当シリーズトラストの投資ファンドは、プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドで構成されている。

プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの受益証券は、受益者の裁量により買戻しのため各買戻し日に提出することができる。買戻し日とは、各暦月の第1営業日および/または投資運用会社が書面により受益証券が買戻せるとして指定するその他の日または複数の日をいう。

下表は、2018年11月30日および2017年11月30日現在の当シリーズトラストの金融負債を契約の満期に

より分析したものである。

	1ヵ月未満	1ヵ月以上 3ヵ月以内	合計
	円	円	円
2018年			
未払金	4,493,059	4,254,224	8,747,283
金融負債合計	4,493,059	4,254,224	8,747,283
2017年			
未払金	4,205,929	1,008,288	5,214,217
金融負債合計	4,205,929	1,008,288	5,214,217

信用リスク

信用リスクとは、発行者または取引相手方が締結した義務を履行できないまたは履行しようとしないうちに当シリーズトラストが金融上の損失を被るリスクのことである。取引相手方が認識された各金融資産に関連して、その義務を履行しない場合に当シリーズトラストが被る信用リスクの最高金額は、財政状態計算書に記載されている当該資産の簿価である。

当シリーズトラストは、当シリーズトラストが取引する相手方の信用リスクにさらされており、また決済が不履行となるリスクも負っている。現金は、銀行業者であるBBHによって保管され、分離口座に記録されている。BBHは、フィッチよりA+格付けを取得している（2017年：A+）。保管銀行の最終的な親会社は、世界の複数の証券取引所に上場する日本の大手金融機関である三井住友信託銀行株式会社である。三井住友信託銀行株式会社は、スタンダード・アンド・プアーズよりA格付けを取得している（2017年：A）。

2018年および2017年11月30日現在、投資ファンドの資産は、保管銀行によって全額保有されている。

当シリーズトラストは、いくつかの点でクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（投資ファンドの「プライムブローカー」）の信用リスクにさらされている。(a) 担保を構成し、プライムブローカーの自己投資から分別管理できない投資があること、(b) プライムブローカーの名義で登録され、プライムブローカーの自己投資から分別管理されていない投資があること、(c) 投資は、プライムブローカーまたはその関連会社のために、プライムブローカーまたはその関連会社が貸借またはその他の方法で使用することができ、そのため、その投資がプライムブローカーまたはその関連会社の資産となること。ただし、当シリーズトラストは、同等の資産の返還を求める権利を有する。(d) プライムブローカーは、当シリーズトラストに代わり、現金を保有しているが、この現金は日本の金融庁のクライアントマネー規則に基づく顧客資金の保護の対象とはならない。したがって、プライムブローカーが支払不能に陥った場合、プライムブローカーが保有する当シリーズトラストの現金および投資の全額を当シリーズトラストが回収できないリスクがある。プライムブローカーを100%所有しているクレディ・スイス・グループの現在の格付けは、ムーディーズはA1（2017年：A1）、スタンダード・アンド・プアーズはA（2017年：A）、フィッチはA（2017年：A）である。

2018年11月30日および2017年11月30日現在、当シリーズトラストの債権のうち、減損したものまたは減損していないが期限が到来したものはなかった。

通貨リスク

通貨リスクとは、非基準通貨エクスポージャーの変動により当シリーズトラストが被るかもしれない損失の可能性を示すものである。当シリーズトラストの実質的にすべての金融資産および負債は、円建てであり、財政状態計算書の金額およびトータルリターンは為替レートの変動によって著しい影響を受けることはない。

金利リスク

金利リスクとは関連する金利の変動により当シリーズトラストが被るかもしれない損失の可能性を示すものである。当シリーズの金融資産と負債は金利の影響による直接的なリスクにはさらされていないが、変動利率により利息を生じる現金残高はその限りではない。

現金および現金等価物を除く当シリーズトラストの金融資産と負債は無利息である。現金残高に関する利息は変動利率に基づき支払われる。当シリーズトラストは、市場金利の実勢水準の変動による重要な市場リスクの影響を受けない。財政状態計算書日現在の現金および現金等価物の残高に基づき、金利が年1%上昇した場合には、包括損失が711,243円減少（2017年：包括損失が805,525円減少）しただろう。金利が年1%低下した場合には、同額で逆の効果をもたらすだろう。

下表は、2018年11月30日および2017年11月30日現在、当シリーズトラストが負っている金利リスクを要約したものである。

2018年	1ヵ月未満	無利息	合計
	円	円	円
資産			
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	—	598,758,700	598,758,700
現金および現金等価物	71,124,296	—	71,124,296
未収金	—	199,611	199,611
資産合計	71,124,296	598,958,311	670,082,607
負債			
未払金	—	8,747,283	8,747,283
負債合計	—	8,747,283	8,747,283
金利感応度ギャップ総額	71,124,296	590,211,028	661,335,324

2017年	1ヵ月未満 円	無利息 円	合計 円
資産			
損益を通じて公正価値で測定さ れる金融資産	—	677,919,224	677,919,224
現金および現金等価物	80,552,455	—	80,552,455
未収金	—	210,505	210,505
資産合計	80,552,455	678,129,729	758,682,184
負債			
未払金	—	5,214,217	5,214,217
負債合計	—	5,214,217	5,214,217
金利感応度ギャップ総額	80,552,455	672,915,512	753,467,967

6. 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、BBH & Co. に保管されている現金からなる。

7. 未収金

	2018年度 円	2017年度 円
前払費用	199,611	210,505
	199,611	210,505

8. 未払金

	2018年度 円	2017年度 円
未払費用（注記10）	8,731,482	5,198,733
未払利息	15,801	15,484
	8,747,283	5,214,217

9. 持分受益証券

当シリーズトラストには、日本円の1種類の受益証券クラスがある。

	2018年度	2017年度
日本円		
期首発行済受益証券口数	73,503.73873	75,839.20592
発行済受益証券口数		2,045.48670
	895.21101	
買戻受益証券口数	<u>(4,222.86361)</u>	<u>(4,380.95389)</u>
期末発行済受益証券口数	<u>70,176.08613</u>	<u>73,503.73873</u>

受益証券は、当初申込期間中に受益証券1口当たり10,000円の販売価格で申込み可能であり、その後は後述の各取引日に申込み可能である。

当初申込期間の終了後における受益証券1口当たり販売価格は、当該取引日の直前の評価日（各暦月の最終営業日）の評価時点における純資産価額を当該評価日現在の当該クラスの発行済受益証券数で除し、1円未満を四捨五入して算出される。かかる四捨五入による利益は当シリーズトラストが留保する。

受益証券に関し、当初申込における引受人1名当たりの最低投資金額は、投資者1名につき100万円であり、追加申込における最低金額は受益者1名につき100万円の整数倍とする。

受益証券は、各買戻日に受益者の選択により買戻のために提出することができる。

保有する受益証券の買戻しを希望する受益者は記入済みの買戻請求書に管理事務代行会社が要求する情報および書類を添えて、関連する買戻日がある月の前月の第7営業日の午前10時（ダブリン時間）までに管理事務代行会社が受領できるよう、または特定の場合受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時間までに受領できるよう送付しなければならない。

受益者による各買戻日における最低買戻金額は100万円とし、その後は全額買戻の場合を除き100万円の整数倍または投資運用会社が随時定める金額とする。ただし、買戻請求により100万円未満の価値の受益証券を保有することとなる受益者（実質所有者を含む。）から買戻請求書が提出される場合、当該買戻請求はかかる受益者が保有する受益証券全額の買戻の場合のみ投資運用会社の決定により認められる。

受益証券1口当たり買戻価格を計算するため、受託会社は、受益証券1口当たり純資産価額から、買戻請求に応じるための資金調達のため資産を現金化またはポジションを決済することにより、当シリーズトラストの勘定に発生した財務および販売手数料を反映した適切な引当金を差引くことがある。

受益証券の買戻しに関し、解約制限または引出制限を行うことができる。2018年11月30日および2017年11月30日にそれぞれ終了した年度に関し、解約制限または引出制限は行われなかった。

当シリーズトラストはトラストの持分受益証券を資本とみなしており、資本管理の目的は注記1に概説した。当シリーズトラストは、外的に課せられる規制上の資本要件の対象になっていない。

10. 報酬および費用

管理会社の報酬

管理会社は、年間15,000米ドルの日本円相当額の報酬を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時には投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。管理会社はまた、当シリーズトラストへの主たる事務所の提供に関し、年間7,000米ドルの日本円相当額を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有する。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、投資運用契約に基づき提供するサービスに関し、報酬を受領せず、組入ファンドの段階で間接的に報酬を受ける。

注記12で開示したとおり、当シリーズトラストの投資運用会社は2つの投資ファンドの管理会社である。プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドおよびレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドについて、投資運用会社は各シリーズトラストから純資産価額（成功報酬および分配金の発生前）に対し年間2%の料率で報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に発生および計算され、毎月後払いされる。

投資運用会社はまた、3つの投資ファンドそれぞれについて各暦四半期に四半期成功報酬を受領する。プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドのディストリビューター日本円ユニット、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの日本円-Mユニットおよび日本円-Sユニットについて計算される成功報酬は、これらの投資ファンドそれぞれについて、調整済四半期末純資産価額がハイウォーターマークを上回った場合にその超過額の20%に相当する金額となる。プラウイス・オブ・ジャパン・ファンドの米ドルユニット、日本円ユニットおよび日本円半期ユニットならびにレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの米ドルFユニットおよび日本円Hユニットの成功報酬は、ユニットベースで計算されており、上記計算期間中の当該ユニットの受益証券一口当たり純資産価額が、当該ユニットの基準となる一口当たり純資産価額を超過した額の20%に相当する金額となる。

受託会社の報酬

受託会社は、当シリーズトラストの資産から、年1,200,000円の報酬を、毎月、後払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時に投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.08%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.06%。ただし、最低報酬額は年額432万円とする。

これらの報酬は各評価日現在で計算され、毎月後払いで支払われ、付加価値税が課税される（もしあれば）。

また、受託会社は、当シリーズトラストの資産から、事務管理会社の合理的かつ適切に証明された支出、費用、（ファンドの書類の現行化／レビューに係る手数料を含む）手数料、（付加価値税を含めた）訴訟費用を含む当座払い費用、当シリーズトラストに対する事務管理業務を事務管理会社またはその代理人が提供するにあたり発生する費用（事務管理業務の提供に係るこの費用については、事務管理会社が支払いを行う前に受託会社の承認を受ける）を支払う。

保管銀行の報酬

保管銀行は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.02%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.01%。ただし、最低報酬額は月額4万円とする。
- ・ 申込および買戻の1回の指図につき、1万2千円の取引報酬。

また、保管銀行の立替金または雑費（付加価値税が課される場合、それを含む）、銀行口座維持手数料

料、銀行業務手数料、通常の代理手数料および保険費用（適用ある場合）ならびにサブ・カストディアンの報酬（通常の商取引上の条件によるものとし、取引報酬を含む。）ならびに保管銀行の全ての（制限されない）弁護士費用を含むがそれらに限定されない費用を支払う権利を有する。

販売会社の報酬

販売会社は、当シリーズトラストの資産から、純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）の0.50%（年率）の販売報酬を受領する権利を有する。各評価日に発生および計算され、毎月後払いで支払われる。

代行協会の報酬

販売会社は、日本証券業協会の代行協会会員である。代行協会会員は、当シリーズトラストの資産から、純資産価額（成功報酬または何らかの収入およびキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）の0.25%（年率）の報酬を受領する権利を有する。各評価日に発生および計算され、毎月後払いで支払われる。

未払報酬

11月30日現在の未払報酬は、次のとおりである。

	2018年度 円	2017年度 円
販売会社および代行協会報酬	413,457	470,919
管理事務代行会社報酬	1,800,000	360,000
保管銀行報酬	50,400	78,400
受託会社報酬	500,000	100,000
監査報酬	2,217,286	2,281,126
その他未払費用	3,750,339	1,908,288
	<u>8,731,482</u>	<u>5,198,733</u>

11. 正味実現および未実現利益／（損失）

	2018年度 円	2017年度 円
売買目的保有の金融商品		
投資に係る正味実現利益／（損失）	4,317,450	(2,969,916)
通貨に係る正味実現（損失）／利益	(58,893)	47
投資に係る正味未実現（損失）／利益の変動額	<u>(39,550,202)</u>	<u>20,222,745</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純利益	<u>(35,291,645)</u>	<u>17,252,876</u>

12. 関連当事者取引

当事者は、財政上または運営上の意思決定を行うにあたり、一方の当事者が他方の当事者を支配または他方の当事者に重大な影響を与える場合、関連当事者とみなされる。受託会社、投資運用会社、管理会社および関連会社は、当シリーズトラストの関連当事者とみなされる。ヘッジファンド証券株式会社は当シリーズトラストの唯一の株主であり、販売会社である。当シリーズトラストおよびプラウイス・オブ・ジャパン・ファンドは共通の受託会社を有する。通常の営業過程における取引を除き、関連当事者との取引は行われていない。当年度に関連当事者に支払った報酬は、包括利益計算書において開示されている。関連当事者への当年度の未払報酬額は、注記10に開示されている。当シリーズトラストの投資運用会社は、注記3で開示されている通り、2つの投資ファンド（2018年：2つ）の管理会社である。

13. 純資産価額の推移

	<u>2018年度</u>	<u>2017年度</u>
純資産価額	661,335,3247円	753,467,967円
受益証券口数	70,176.08613	73,503.73873
受益証券1口当たり純資産価額	9,424円	10,251円

14. 分配方針

受託会社は、受益証券に関する当シリーズトラストの収益および実現されたキャピタルゲインの分配を行わないものとする。受託会社は、投資運用会社の助言に基づき、分配を行うことができる新たなクラスの受益証券を創設することができる。

15. 後発事象

2019年4月3日までに、当シリーズトラストに対する受益者による払戻金額は総額651,854,940円であった。

2019年2月21日、投資運用会社は当シリーズトラストの繰り上げ償還（解散）を決定した。当シリーズトラストは当トラストを構成する唯一のシリーズトラストであるため、当シリーズトラストの解散により、最終的に当トラストも解散することとなる。当シリーズトラストの残余投資ポートフォリオは全額現金化され、最終的な分配金は解散日である2019年3月19日に支払われた。

本財務諸表において開示する必要があるその他の後発事象はなかった。

16. 財務諸表の承認

受託会社は、2019年4月3日に本財務諸表を承認した。

(3) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表（未監査）

2018年11月30日現在

	名目保有 口数	公正価額	純資産 価額に対 する比率
投資ファンド	(口)	(円)	(%)
ケイマン諸島			
ブラウイス・オブ・ジャパン・ファンド・日本円ユニット	14,720	300,891,520	45.50
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	18,905	<u>297,867,180</u>	<u>45.04</u>
損益を通じて公正価値で測定した金融資産合計		<u>598,758,700</u>	<u>90.54</u>

2017年11月30日現在

	名目保有 口数	公正価額	純資産 価額に対 する比率
投資ファンド	(口)	(円)	(%)
ケイマン諸島			
ブラウイス・オブ・ジャパン・ファンド・日本円ユニット	16,534	340,104,380	45.14
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	19,252	<u>337,814,844</u>	<u>44.83</u>
損益を通じて公正価値で測定した金融資産合計		<u>677,919,224</u>	<u>89.97</u>

第4 お知らせ

当ファンドは、2019年3月19日をもって繰り上げ償還により終了いたしました。